



2026年5月22日

各位

会社名 株式会社カノークス
代表者名 代表取締役社長 小河 正直
(コード：8076 東証スタンダード、名証メイン)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 花田 寛之
(TEL 052-564-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の第98回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本年2月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、第98回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除のほか、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定の新設（会社法第426条第1項）を行うとともに、責任限定契約を締結できる役員の変更に係る規定の新設（会社法第427条第1項）を行うものです。なお、これらの新設・変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、一部条文の文言の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月23日（予定）
定款変更の効力発生日 2026年6月23日（予定）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 当社は株式会社カノクスと称する。 ただし、英語を用いるときは、CANOX CORPORATIONとする。	第1条 当社は、 <u>株式会社カノクス</u> と称する。 ただし、英語を用いるときは、CANOX CORPORATIONとする。
(目的)	(目的)
第2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。 1 鉄鋼、鉄鋼加工品、非鉄金属、非鉄金属加工品、化学製品、機械、器具、照明機械器具の販売および輸出入業ならびに鉄鋼、非鉄金属の加工 2 不動産の所有、管理および賃貸借 3 倉庫業 4 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業 5 発電および売電に関する業務 6 農作物の生産および販売業務 7 前各号に付帯する一切の業務	第2条 当社は、 <u>下記</u> の業務を営むことを目的とする。 <u>(1)</u> 鉄鋼、鉄鋼加工品、非鉄金属、非鉄金属加工品、化学製品、機械、器具、照明機械器具の販売および輸出入業ならびに鉄鋼、非鉄金属の加工 <u>(2)</u> 不動産の所有、管理および賃貸借 <u>(3)</u> 倉庫業 <u>(4)</u> 一般貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業 <u>(5)</u> 発電および売電に関する業務 <u>(6)</u> 農作物の生産および販売業務 <u>(7)</u> 前各号に付帯する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は本店を名古屋市に置く。	第3条 当社は、 <u>本店</u> を名古屋市に置く。
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行通り)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は1,944万3,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,944万3,000株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は100株とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第9条 (条文省略)	第8条～第9条 (現行通り)

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 1. 当社は株主名簿管理人を置く。 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ当社においては取り扱わない。</p> <p>第 11 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第 14 条 1. 株主総会の議長は社長がこれにあたる。 2. (条文省略)</p> <p>第 15 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 <u>当社に取締役 15 名以内を置く。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 1. 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. (現行通り) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ当社においては取り扱わない。</p> <p>第 11 条～第 12 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 (現行通り)</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第 14 条 1. 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれにあたる。 2. (現行通り)</p> <p>第 15 条～第 17 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 <u>1. 当社の取締役は、15 名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 1. 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行通り) 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關</u></p>
---	---

する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長 1 名、社長 1 名を選定できるほか、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対してこれを発する。
ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

- 第 23 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

- 第 24 条 取締役会は、当会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(職務)

- 第 25 条 1. (現行通り)
2. (現行通り)
3. (現行通り)
4. 前三項にいう会長は、代表取締役の場合とする。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 21 条 1. 取締役会の決議によって、取締役中より会長 1 名、社長 1 名を選定できるほか、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
2. 取締役会の決議によって、役付取締役より代表取締役を選定する。

(取締役会の招集)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対してこれを発する。
ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

- 第 23 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

- 第 24 条 取締役会は当会社の業務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(職務)

- 第 25 条 1. (条文省略)
2. (条文省略)
3. (条文省略)
4. 前三項にいう会長は代表取締役の場合とする。

(取締役会の決議方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行なう。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(補欠監査役)</u> 第 39 条 1. 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 33 条第 2 項の規定を準用する。 3. 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 4. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第 40 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査役会規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u> 第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 36 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 41 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行通り)</p>